

令和4年度包括外部監査の結果に係る措置計画
(包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

岩手県総務部行政経営推進課
令和5年8月1日時点

特定のテーマ：県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

1 監査の結果（指摘）関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
3 会計・財産	指摘	1	<p>■消費税の課税区分 市町村負担金に係る消費税の課税区分について、維持管理負担金は課税、建設負担金は不課税となっているため、消費税の課税区分の適否が問題となる。 市町との契約に基づく役務提供の対価である点は維持管理負担金と相違がなく、消費税の課税の対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法第4条第1項）に該当するものと考えられるため、建設負担金に係る課税区分を不課税とすることは疑問である。</p>	県土整備部	措置済	令和4年度から課税収入に区分を見直した。また、令和5年6月末に申告する令和4年度課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告額の算出においても、同様に課税収入として区分を見直した。 なお、この見直しに伴い、企業会計移行後の令和2年度及び令和3年度の確定申告額に変更は生じないため、修正申告は不要である。
3 会計・財産	指摘	2	<p>■退職給付引当金の会計処理（会計方針と会計処理の整合性） 退職給付引当金の算定基礎となる期末要支給額の計算がなされておらず、令和2年4月1日現在の要支給額を基礎とした金額を定額計上している。 退職給付引当金は、事業年度の末日において繰り入れるべき引当金（地方公営企業法施行規則第12条第2項第1号）なのであるから、会計方針（当年度の退職手当の期末要支給額を基礎に計上）と実際の会計処理に不整合が生じている。</p>	県土整備部	措置予定	令和5年度において退職給付引当金の算定基礎となる退職手当の期末要支給額の計算を行い、会計方針と実際の会計処理の整合を図ることとしている。
4 契約	指摘	3	<p>■委託料の精算 流域下水道管理運営支援業務委託契約では実費弁済方式を採用しているため、委託料の対象経費の精算の適否が問題となるが、以下の点を考慮すると、委託業務の対象とはならない公社の法人会計の管理費の一部が本業務委託料に含まれることで、委託料の過大精算が生じていると認められる。 ・公社の財務諸表を確認すると、法人会計の経常費用から本業務委託の総務に係る費用を控除した法人会計の管理費が少額であり、公社の法人管理費の実態を表していないと考えられること ・業務量調査集計表における「その他」を本業務委託の総務の費用とした場合、公社の法人管理に係る業務従事時間が皆無となるため、公社の業務従事実態を適切に反映していないと考えること</p>	県土整備部	措置済	受託業務の事業費と管理費（法人会計）が区分されているか明確に確認するため、令和5年度委託契約から委託費の精算資料として、下水道公社の総務にかかる費用の配賦を明確にした資料の提出を求めることとした。
6 出資法人管理	指摘	4	<p>■区分経理の適切性 流域下水道管理運営支援受託収益が公益目的事業会計と法人会計に分割計上されているため、区分経理の適否が問題となる。 受託収益であるのなら、何らかの事業に係る収益と考えられるため、法人会計の収益と整理することの合理性に疑問があることから、受託収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として疑義がある。</p>	県土整備部 (岩手県下水道公社)	措置済	令和5年度から流域下水道管理運営支援受託収益の全額を公益目的事業へ計上することとした。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
1 事業評価	意見	1	■事業効果と成果指標の整合性 事務事業評価の対象事業であるの「301下水道事業債償還基金費補助（農業集落排水）」の成果指標を「機能強化対策実施箇所」としているが、「機能強化対策実施箇所」の中には、将来的な統廃合を予定又は検討中の施設が含まれているため、事業効果と成果指標に不整合が生じているのではないかと懸念されている。	県土整備部	措置済	市町村が行っている事業の目的が機能強化対策であり、事業効果と成果指標の整合性は図られていると考えている。 今後の成果指標の見直しの際にも、目的を精査し適切な指標の設定を行うこととした。
1 事業評価	意見	2	■アウトカム指標の設定 社会資本整備総合交付金の事前評価において、社会資本総合整備計画の成果目標を「管渠・ポンプ場・処理場におけるストックマネジメント計画策定率」と「処理場における改築更新実施率」としているが、事業効果を発現状況を明らかに評価できるアウトカム指標の設定も必要と考えられる。	県土整備部	措置済	成果目標については、評価対象事業の成果を的確に表しているか等について、補助金を交付する所管省庁である国土交通省の確認を受けており、適切な目標設定であると考えている。 今後の目標設定においては、アウトカム指標の設定を検討するなど、事業効果がより明らかとなる目標となっているか精査の上、設定を行うこととした。
1 事業評価	意見	3	■事業効果の開示 社会資本総合整備計画において、事業効果の発現状況について「公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることができた」と評価しているが、事業効果の発現状況を裏付ける合理的根拠まで示されていないため、実効性のある事後評価を行うための事業効果の開示がなされていると懸念されている。	県土整備部	措置済	成果目標は、補助金を交付する所管省庁である国土交通省の確認を受けており、適切な目標設定であると考えており、その目標に基づく成果の実績値を開示している。また関連して汚水処理人口普及率の状況を開示しており、これは事業効果の発現を示す合理的な根拠数値であると考えている。 今後の事業発現状況の評価においても、適切に事業効果を示しているか精査の上、評価を行うこととした。
2 経営戦略	意見	4	■持続可能性の検証 流域下水道事業経営戦略の計画期間は10年であるが、以下の点を考慮すると、経営戦略の策定目的である流域下水道事業に係る持続可能性の検証が十分に行われていると懸念されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「10か年投資・財政計画試算」（令和4年10月 下水道環境課）によると、令和7年度以降、市町村負担金の引き上げが見込まれている（令和13年度計画では令和3年度実績比16.5%増）。市町村における下水道事業の経営上、人口減少等も見込まれる中、市町村負担金の引き上げの受入れが可能か明らかでないこと ・流域下水道事業経営戦略の策定に当たり、長期収支見直し（30～50年）の試算が行われていないこと 	県土整備部	措置済	投資・財政計画は、経営戦略の見直しへ向けて関連市町と協議・検討中であるが、関連市町とは常に情報共有しており、市町負担金の引き上げについても、関連市町と確認を行いながら進めている。また、見直しへ向けて長期間（100年程度）かつ複数パターンの「投資試算」を実施しており、関連市町に対しても資料提供しているため、持続可能性の検証は十分に行われていると考えている。 経営戦略の見直しにおいては、持続可能性の検証が適切か精査の上、進めることとした。
2 経営戦略	意見	5	■持続可能な人員計画の検証 公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤である人材の確保・育成に関する取組施策について、事務職の下水道業務経験年数がほぼ3年以内となっており、中長期的な視点での経営意識の希薄化が懸念されることや、流域下水道事業経営戦略上、具体的な取組施策まで記載されていないことなどから、持続可能な人員計画の検証が行われていると懸念されている。	県土整備部	措置済	人員計画については、事務職は引継ぎを適切に行い、組織的な経営を行っているため、長期的な視点での経営意識の希薄化は生じない。また、技術職は下水道公社や業務委託等を活用しながら事業運営しており、技術の維持は可能である。よって、人員計画は適切であると考えている。 経営戦略の見直しにおいては、人材の確保等に関する記載の具体性を精査の上、進めることとした。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
2 経営戦略	意見	6	<p>■民間的経営手法の活用 流域下水道事業経営戦略の策定においては、民間的経営手法の活用を積極的に検討する必要があるものとされている。しかし、県では、民間事業者への照会等を行わないまま、一関以外の処理区については、包括的民間委託の優位性がみられないと判断しているなど、民間的経営手法の活用の積極的な検討が十分に行われているといえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	民間的経営手法の活用については、関係機関も含めた検討会を行っており、活用に関する検討は行っている。また、条件不利な地域では効果額が少額であること等から、民間的経営手法の活用は適切であると考えている。 今後の検討会においては、民間事業者への照会など、民間的経営手法の活用検討の適切性を精査の上、検討を実施することとした。
2 経営戦略	意見	7	<p>■地方公営企業法の適用範囲 流域下水道事業において地方公営企業法を全部適用する場合、流域下水道事業単独による方法の他、流域下水道事業との親和性が認められる企業局（電気事業、工業用水道事業）との組織統合による方法が考えられる。 法適用範囲（全部適用または一部適用）における本県での優位性を比較検討の上、企業局との組織統合が前提となる全部適用ではなく、一部適用を採用したとのことであるが、企業局との組織統合によるメリットが想定されるため、全部適用と一部適用のメリット比較検討が十分といえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	地方公営企業法の適用範囲については、一部適用と全部適用の比較など適切な検討を行った上で適用に関する基本方針を県として定めており、適切であると考えている。 今後、経営戦略を見直す際には、類似の公営企業との統合検討など、適用範囲が適切であるか精査することとした。
2 経営戦略	意見	8	<p>■経営戦略の適時更新 流域下水道事業経営戦略は平成29年3月策定であるため、経営戦略の更新の適時性が問題となる。 県では、令和2年度からの企業会計への移行からこれまでの上記の関連市町等のやり取り等を踏まえ、令和7年度までに経営戦略を改訂することを予定しているとのことであるが、以下の点を考慮すると、流域下水道事業経営戦略が適時に更新されているといえるか疑問である。 ・地方公営企業法の適用（令和2年4月）や市町負担金の負担方法を総括原価方式への見直し（令和4年4月）のような重要な経営環境の変化が生じており、経営戦略の適時更新の必要性が高いと考えられること ・経営戦略は「3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要」とされていること ・流域下水道事業経営戦略では「平成32年度の公営企業会計への移行に併せて見直しをする予定」と記載されており、時間が経過していること</p>	県土整備部	措置済	令和2年度から地方公営企業法を適用（一部適用）したが、関連市町からの要望により、初年度決算を経て令和4年度から適用する関連市町負担金の改定を終えたところであり、これを踏まえた経営戦略の更新を行っているものである。 令和3年度末から経営戦略の更新に向けて投資・財政計画を関連市町へ示し、協議・調整に取り組んでいることから、適切に適時更新へ向けて取り組んでいると考えている。 企業会計への移行に併せた更新は必要であることから、現経営戦略適用最終年度である令和7年度をまたず、令和6年度までに更新することで進めることとした。
3 会計・財産	意見	9	<p>■人件費に係る計理の方法 本庁における流域下水道専任の担当チームの職員の人件費について、一般会計から直接支払っているため、令和3年度において「流域下水道事業への従事職員数」と「流域下水道事業会計から給与費を支弁した職員数」に差異が生じており、かつ、当該差異に係る費用が流域下水道事業会計の計理に反映されていない。当該差異に係る費用を流域下水道事業会計の計理に反映しないのは、すべての費用をその発生の事実に基づいて計上しているとは考え難いことから、計理の方法として問題がないといえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	人件費の経理の方法については、人件費を負担する関連市町から負担方法などに関する要望を県が受け、県は関連市町と協議し、覚書の締結により両者合意の上で定めたものであるため、適切であると考えている。 今後の人件費の経理の方法においては、引き続き負担する関連市町からの要望を優先して考慮しながら、経理の方法の適切性も併せて精査の上定めていくこととした。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
3 会計・財産	意見	10	<p>■一般会計繰出金の会計処理 一般会計繰出金について、今後確実に減少し、将来的に費用計上が不要となることから重要性に乏しいものと判断しているなどの理由から、損益取引と整理している。しかし、一般会計繰出金の経済的実態は一般会計に対する資金返済であり、企業活動に伴う費用とは言い難く、損益計算の要素ではないと考えられ、重要性判断により損益取引と整理しているが、一般会計繰出金に係る精算予定額が重要性に乏しいといえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>一般会計繰出金の構成要素は資本費であるが、減価償却費+利子と定義され、その科目は地方公営企業法施行細則で定められている勘定科目に準じて区分しているため、損益取引へ計上しているもので、企業会計移行時に整理したものであり、適切であると考えている。 また、当該繰出金は減額傾向で、将来的に費用計上されなくなるため、重要性に乏しいと判断している。 仮に資本取引とし他会計借入金と処理した場合、重要性に乏しい費用にも関わらず、予算科目見直しのみならず、関連市町の財務諸表見直しが必要となり、関連市町の事務的な負担増に繋がる。 しかしながら、当該費用の傾向に変更が生じる場合は、本意見も参考に整理することとした。</p>
3 会計・財産	意見	11	<p>■一般会計繰入金の会計処理 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金について、便宜的に営業助成等のための他会計補助金として、収益的収入として整理している。しかし、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金は営業助成等のための他会計補助金と異なる性質のため、資本費繰入収益等の区分処理が適切と考えられる。</p>	県土整備部	措置済	<p>一般会計繰入金の構成要素は資本費（減価償却費+利子）であり他会計補助金に区分しているが、これは地方公営企業法施行細則で定められている勘定科目であり、施行細則に準じて適切に処理していると判断している。 また、予算書及び決算書においても他会計補助金の内容は資本費と容易に判断できる記載としているため、資本費繰入収益と科目を修正処理する必要性に乏しく、これまでの予算・決算の説明内容の継続性を重要視すべきと判断している。 しかしながら、他会計補助金の内容に変更が生じる場合、本意見も参考に整理することとした。</p>
3 会計・財産	意見	12	<p>■退職給付引当金の会計処理（退職給付引当金の分割計上期間） 退職給付引当金の分割計上期間は法適用日における職員の平均残余勤務期間以内（ただし15年を上限）である。 企業職員ではない県の場合、平均残余勤務期間は退職給付債務の算定期間（地方公営企業における勤務期間）とするのが合理的である。定期異動により流域下水道事業の業務従事期間が15年以上の該当者は限定的であることを考慮すると、県の平均残余勤務期間が15年以上あるとは考え難く、退職給付引当金の分割計上期間15年の適用の合理性に疑問がある。</p>	県土整備部	措置予定	<p>令和5年度において退職給付引当金の分割計上期間の見直しを行うこととしている。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
3 会計・財産	意見	13	<p>■固定資産減損の兆候判定 一関浄化センターの土地の固定資産減損の兆候判定について、都道府県基準地価格の推移を考慮せず、近隣土地の地価公示の価格をそのまま適用することは土地の価格の評価方法として合理的といえるか疑問である。 また、計画処理人口が当初計画から減少していることから、事業予定地への施設増設する事業計画の蓋然性に乏しく、実質的な遊休土地と考えられる。</p>	県土整備部	措置済	<p>令和4年度に行った固定資産減損の兆候判定では、市町村調査価格により土地価格の評価を行い適切な兆候判定を行った。 また、流域下水道の現在の全体計画において施設増設が計画されていることや、今後広域化共同化により流域下水道への集約が進んでいくことによる施設の増設可能性があること、さらに将来的な大規模な施設更新のため、事業予定地も利用した施設更新を行う可能性もあることから、事業予定地への施設増設する事業計画の蓋然性に乏しいとは言えず、遊休土地とは判断できないと考えている。 引き続き、適切に固定資産減損の兆候判定を行い、流域下水道の全体計画等に基づき適正に対応していくこととした。</p>
3 会計・財産	意見	14	<p>■キャッシュ・フロー計算書の表示区分 キャッシュ・フロー計算書の記載誤りが懸念される項目が検出された。 ・建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計からの繰入金について、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等に準じたものと考えられるため、投資活動に区分することが適当と考えられる。 ・有形固定資産の取得による支出について、財務諸表との整合性をより重要視し、業務活動によるキャッシュ・フローに含めて処理しているとのことだが、投資活動によるキャッシュ・フローであるから、重要性に乏しいものとして便宜的な処理が容認されるか疑問である。 ・資本的収入（負担金、補助金）に係る未収金等の増加額について、財務諸表との整合性をより重要視し、業務活動によるキャッシュ・フローに含めて処理しているとのことだが、投資活動によるキャッシュ・フロー（国庫補助金による収入）であるから、重要性に乏しいものとして便宜的な処理が容認されるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>他会計補助金は、資本費（減価償却費＋利子）として繰入しているため、その科目は地方公営企業法施行細則で定められている勘定科目に準じて区分しているため、営業外収益に区分することが適切であるため、業務活動へ区分すべきものであると判断している。 また、損益勘定留保資金は、資本的支出の元金償還金へ補填財源として充当することが公営企業会計の手引き等で認められているため、投資活動に区分する必要がないものと判断している。 なお、有形固定資産の取得による支出と国庫補助金による収入は、本意見のとおり令和4年度決算から表示区分を見直したところであり、引き続き適切な会計処理に努めることとした。</p>
3 会計・財産	意見	15	<p>■セグメント情報の開示 セグメント情報の開示にあたっては、企業会計におけるマネジメント・アプローチ（企業の最高意思決定機関が意思決定や業績評価において使用する企業活動を区分した事業単位ごとに開示する方法）の考え方を踏まえ、各地方公営企業の判断に委ねられるが、県の判断（単一セグメント）と県流域下水道事業の実態の整合性が問題となる。 処理区毎に維持管理負担金単価や建設負担金が異なり、処理区別の損益の状況が示されていることや、経営戦略において投資の平準化は県全体ではなく、処理区単位で図ることとしていること、処理区別に資本費回収額の管理がなされていることから、流域下水道事業全体を単一セグメントとして扱うことが県流域下水道事業の実態と整合したものといえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>「地方公営企業法の適用に当たって」（総務省）において、下水道事業の事業単位として「事業別」が例示されており、また、流域下水道事業のみを実施している他都道府県においても、同様に単一セグメントとするのが多数を占めており妥当であると判断している。 また、必然性や目的、経営目標によりセグメント区分が必須であるなら行うべきものであるため、単一セグメントと扱うことによる整合性も図られていると考えている。 しかしながら、関連市町からの要望や各処理区による大きな収支差や予算科目の乖離が生じた場合には、本意見も参考に区分の必要性を検討することとした。</p>
3 会計・財産	意見	16	<p>■固定資産台帳と関連記録の整合性 固定資産台帳と財務諸表の金額が不一致となる項目が検出された。 県の説明によると、不一致となる内容は除却資産に係る減価償却累計額の減額処理もれであるが、除却費自体は適切に計上しているため、損益や純資産への影響はない、とのことである。 しかし、損益等への影響はないとはいえ、財務諸表上の会計処理の誤りであると考えられる。</p>	県土整備部	措置済	<p>令和4年度決算で固定資産台帳と関連記録の整合性を照合し、金額を一致させた。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
3 会計・財産	意見	17	<p>■無償使用 流域下水道事業会計として、一般会計の公有財産である県庁舎を無償使用している実態が認められる。 経費の負担の原則（地方公営企業法第17条の2）より、下水環境課の事務室の使用対価のうち、流域下水道事業に要する部分を流域下水道事業会計が負担することがより合理的であると考えられることや「汚水私費負担」が原則であることから、流域下水道事業の事務室を無償使用とすることが適切といえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>本意見も参考に、必要に応じて使用料等の負担を検討することとした。</p>
3 会計・財産	意見	18	<p>■ストックマネジメント計画のコスト縮減効果 現行の下水道ストックマネジメント計画が示すコスト縮減効果の算出方法の適否が問題となる。 下水道ストックマネジメント計画において、「コスト縮減効果の対象時期が概ね30年」と説明しているが、コスト縮減額の算出期間は5年間であるため、ストックマネジメント計画の説明と効果算定の実態に齟齬が生じていると考える。</p>	県土整備部	措置済	<p>コスト縮減効果については、コスト縮減額の算出において、ストックマネジメント計画提出先であり、補助金を交付する所管省庁である国土交通省の確認を受けており、適切な算出方法であると考えている。 しかしながら、本意見を踏まえ、「新たな事業計画とその根拠となるストックマネジメント実施方針の策定例について」（平成28年10月17日付け事務連絡）にも留意しつつ、コスト縮減効果の算出を行うこととした。</p>
4 契約	意見	19	<p>■委託評価の実施 浄化センター維持管理業務委託は複数年度にわたり多額の委託料が生じるため、委託評価の必要性が問題となる。 浄化センター維持管理業務委託は仕様発注であるが、受託者の固定化がみられることや、本業務委託は下水道事業経営への影響が大きい委託業務と考えられること、エネルギー消費原単位の実績推移に着目すると、浄化センター間で改善の程度に乖離が見られることから委託評価が十分といえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>仕様発注による契約においても、法定基準のほかに、放流水質やエネルギー消費原単位の管理指標を設定し、毎月達成状況を把握するとともに、未達成の際は改善に係る協議を行っており、仕様発注に係る評価は適切であると認識している。 また、一般競争入札で発注しており、委託評価における改善点を次回発注時の仕様書に反映するなど適切に対応していると考えている。 今後の委託評価についても、引き続き浄化センター間で情報共有を行い、監査人の意見にも留意しながら適切に実施していくこととした。</p>
4 契約	意見	20	<p>■随意契約理由の合理性 県では発注者支援業務を発注する場合は、民間コンサルタントへの発注を基本とすることとしており、下水道工事を対象外とし、公社への随意契約とする合理的理由が認められるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>下水道工事の特殊性に鑑み、発注者支援業務委託実施要領では、民間コンサルタントへの発注を基本とする執行方針を適用対象外としているものである。 県下水道公社は下水道に関する技術水準を維持するため、県及び市町村の出捐により設立された組織であり、本県の下水道に係る管理業務に精通している事業者であるため、公社への随意契約は適切であると考えているが、ご意見を踏まえ、業務の対象や範囲の精査や他県の対応状況などを情報収集するなどし、引き続き、より適切な契約発注に努めていく。</p>
4 契約	意見	21	<p>■予定価格の事前公表 流域下水道事業に係る工事契約8件のうち落札率99%以上が3件あるため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。 県の説明によると、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものであり、入札予定価格事前公表による弊害がないことは確認しているとのことであるが、落札率99%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりという予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。</p>	出納局	措置済	<p>県管建設工事の入札結果について、外部委員会の岩手県県管建設工事入札契約適正化委員会において、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか確認した。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
5 市町村に対する関与	意見	22	<p>■最適化への関与 いわて汚水処理ビジョン2017における最適化の検討状況が問題となる。 県の説明によると、公共下水道事業の実施主体は市町村であるため、汚水処理人口普及率等のいわて汚水処理ビジョン2017に掲げる目標値は、この実施主体である各市町村の計画を積み上げたものであり、各市町村が最適化について検討している、とのことである。 しかし、処理区域内人口密度の低い市町村も見受けられるため、最適化について県による市町村間の調整機能の強化の余地もあると考えられる。</p>	県土整備部	措置済	<p>汚水処理施設の経済的かつ効率的な整備を進めるため、市町村の事業計画等へ助言・指導を行っている。 今後も県が市町村間の調整機能におけるリーダーシップを発揮し、いわて汚水処理ビジョンの最適化に向けて、見直しに取り組んでいくこととした。</p>
5 市町村に対する関与	意見	23	<p>■長期的収支見通しの開示 広域化・共同化計画において、長期収支見通しが未開示であり、広域化・共同化の効果が不明確であるため、開示の十分性が問題となる。 検討中の推計値を公表することは県民に誤解を与えるなどの理由から、広域化・共同化計画には長期収支見通しを記載していないとのことであるが、以下の点を考慮すると、長期的収支見通しの開示が行われていない広域化・共同化計画が十分なものといえるか疑問である。 ・経費回収率（対策後）の予測値は進捗管理のためのベンチマーク（指標）の1つと考えられるが、これが未公表では、広域化・共同化計画の策定目的である持続可能性の検証が可能であるか疑問であること ・低下推移する経費回収率を改善するためには、受益者負担の増加も推測されるが、受益者負担の対象となる下水道ユーザー（県民）の十分な理解を得られるか疑問であること</p>	県土整備部	措置済	<p>広域化・共同化計画については、今後取組が具体化していくことから、収支見通しの開示についても関係市町村と協議し、検討することとした。</p>
5 市町村に対する関与	意見	24	<p>■広域化・共同化推進による合理化の余地 広域化・共同化計画における広域化・共同化メニューに市町村間の汚水処理施設統廃合や経営統合がないため、広域化・共同化推進による合理化の余地の有無が問題となる。 処理区域が隣接する市町村における「市町村間の汚水処理施設統廃合」や、水道事業の広域化を推進している市町村における組織運営の合理化の可能性を考慮すると、広域化・共同化推進による合理化の余地があると考えられる。</p>	県土整備部	措置済	<p>市町村を跨ぐ広域化の推進に向けて、市町村間の相互理解と検討が深まるように、先事例の共有や情報交換の場を設けるなど必要な支援を行うこととした。</p>
5 市町村に対する関与	意見	25	<p>■不明水対策 関連市町村からの排水量と汚水流入水量の差は、いわゆる不明水を表すが、以下のような不明水に係るリスクを念頭に、県が関連市町村に対して適切に関与しているかどうか問題となる。 ・「排水量<汚水流入水量」の過大な乖離により、関連市町村に過重なコスト負担が生じる可能性 ・「排水量>汚水流入水量」の過大な乖離により、市町村負担金の過小請求の可能性 県の説明によると、関連市町村に対し、毎年度不明水の状況を情報提供しており、必要な打合せ等を実施しており、関連市町村に対して適切に関与しているとのことである。 しかし、流域下水道における不明水は関連市町村の管理が及ばないものであるから、流域下水道における不明水に対応するコスト負担に対して、関連市町村の十分な理解を得られない可能性が懸念される。関連市町村とも連携した不明水の原因調査をより積極的に行う余地がないといえるか疑問である。</p>	県土整備部	措置済	<p>汚水流入水量の計測器に異常がないことを定期点検しているため、特に問題はないと認識している。 また、関連市町村へは、毎年度、各浄化センター流入水量と報告水量の差が分かる資料を情報提供しているほか、不明水の状況に応じて、関連市町村との必要な打合せ等を実施しており、関連市町村の理解を得られていると判断している。 本意見を踏まえ、引き続き関係市町村と協働して不明水の原因調査と対策に継続的に取り組むこととした。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
6 出資法人管理	意見	26	<p>■事業目的と目標設定の整合性 公社の事業目的には県内市町村の下水道行政の支援が掲げられているため、事業目的と目標設定の整合性が問題となる。 公社の説明によると、公社における業務提供体制に限られるため、公社へ要請のあった案件のみを対象に要請対応率を算出している、とのことである。 しかし、以下の点を考慮すると、公社の事業目的と目標設定に不整合が生じている印象は否めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件事業は公社の収益事業であり、民間との代替性が認められるため、必ずしも公社への要請有無の確認のみをもって市町村ニーズへの対応状況を評価できないこと ・ 公社への要請のない市町村の中には公社以外の民間事業者委託しているケースが含まれていないか懸念され、このようなケースが含まれる場合、公社の期待役割の発揮状況の評価が困難であること 	県土整備部 (岩手県下水道公社)	措置済	<p>県内全市町村に対するニーズ調査を実施することとして、中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）へ明記したほか、令和5年度よりニーズ調査を開始している。 なお、次期計画作成時は、本意見も参考に目標を検討する。</p>
6 出資法人管理	意見	27	<p>■経営課題の識別 公社の経営環境分析を整理すると、公社には様々な「機会」がありながら、これに応えるための人的体制が十分ではない「弱み」が阻害要因となっているため、県施策の推進に向けて、公社の改善策に取り組む必要がある、という経営課題が考えられる。このような経営課題への対応状況が問題となる。 公社の説明によると、「弱み」は、仮に多くの要請があった場合、現体制では対応困難であるとしているものであり、実際に多くの要請があり、現状、それに応えることができていないというものではない、とのことである。 しかし、公社の事業目標の1つに掲げられている「要請対応率100%」が公社の事業目的である県内市町村の下水道行政の支援と不整合が生じている印象は否めないため、県内市町村ニーズに対して公社が期待役割を十分に果たしているかどうかは公社の経営課題と考えられる。このような経営課題の識別や公社の経営改善策・取組成果が経営計画や運営評価上、明らかではないため、公社の運営評価に反映されているといえるか疑問である。</p>	県土整備部 (岩手県下水道公社)	措置済	<p>市町村ニーズに対して公社が期待役割を十分に果たすため、県内全市町村に対するニーズ調査を実施することとして、中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）へ明記したほか、令和5年度よりニーズ調査を開始している。 本意見も参考に、引き続き実効性のある運営評価の実施を図ることとした。</p>
6 出資法人管理	意見	28	<p>■派遣職員の人件費負担 県が給与支給する派遣職員5名のうち、2名（事務局長兼技師長、工務課）については業務課3名と異なり、県受託業務に専従している実態を確認できない。派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。 以下の点を考慮すると、公社への派遣職員の人件費負担が派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社は収益事業も実施しているため、公社の法人管理運営全般を担う事務局長兼技師長の業務すべてを派遣法第6条第2項に該当する業務といえるか疑問であること ・ 公社職員の業務従事記録を集計した業務量調査集計表（公社作成）によると、工務課派遣職員は収益事業の業務実態があること 	県土整備部	措置済	<p>派遣職員の人件費は、県の施策である下水道整備の促進に係る業務に従事するものとして出資当法人管理の所管課である行政経営推進課に確認の上で、派遣法第6条第2項に該当するものとして、県が負担してきたところである。 今後の職員派遣においても、引き続き、派遣先における従事業務の実態及び効果に留意し、人件費負担の適否を検討することとした。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	措置計画（令和5年8月1日現在）	
					区分	概要
II 成果を重視する行政の推進と県民への説明責任	意見	29	<p>県下水道事業においても、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により、その経営環境は厳しさを増しており、持続可能性の確保に向けた施策展開が求められているといえよう。</p> <p>包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下水道事業に係る持続可能性の確保に向けた経営基盤を構築する必要がある。 ・抜本的な改革への取組を推進する必要がある。 <p>このような問題認識を踏まえ、県は報告書に示す「経営能力を発揮するための人的体制の整備」と「経営形態のあり方の検討」を行い、県民の視点に立った更なる説明責任を果たす必要があると考える。</p>	県土整備部	措置済	<p>「経営能力を発揮するための人的体制の整備」と「経営形態のあり方の検討」については、監査人から示された「経営環境」・「経営上の課題」・「求められる経営能力」・「人的体制」・「組織（経営形態）」の各項目に関してこれまでも適切な検討・対応をしてきたと考えている。</p> <p>今後経営戦略を見直す際には、監査人の意見に留意しながら、監査人から示された各項目への対応を経営戦略に含めるなど、引き続き県民の視点に立った説明に努めていくこととした。</p>